

愛知文教大学における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

《感染を疑わせる症状が出た場合》

- (1) 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、登校・出勤を禁止とし自宅待機とする。  
すぐにかかりつけ医または居住地の受診・相談センター（保健所）に相談すること。
  - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者
  - ・上記以外の方で、発熱（目安として平熱より 0.5℃以上高い）や咳など比較的軽い症状が続く場合  
症状が 4 日以上続く場合は必ず医療機関を受診すること。症状には個人差があることから、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。
- (2) 自宅、学内を問わず体調不良（比較的軽い風邪の症状）を感じた場合には、かかりつけ医に電話をして症状を伝えた上で、受診すること。
- (3) 自己の行動を記録（把握）すること。
- (4) 上記(1)及び(2)の場合、学生・教職員は、速やかに大学事務局へ連絡すること。
- (5) 出校・出勤再開の目安は、発熱等から 3 日以内に症状が解消し、各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感等が消失してから 48 時間以上その状態が継続したことを確認できた場合とする。なお、この間、毎日 2 回（朝晩）の検温を主とする健康観察を行うこととする。また、医療機関を受診した場合は病状が治癒あるいは出校・出勤可能と判断されてから、出校・出勤を可とする。

《濃厚接触者となった場合及び感染と診断を受けた場合》

- (1) 濃厚接触者となった場合  
濃厚接触者となった場合は、症状がなくとも、感染者と最終接触してから 2 週間は自宅待機とする。その際、毎日朝晩 2 回体温を測定し記録すること。  
〔本学として濃厚接触者の疑いの目安〕
  - ・感染が疑われる者と同居（寮等含む）していた。
  - ・感染が疑われる者と 15 分以上向き合って話をした。
  - ・感染が疑われる者と一緒に食事をした。
  - ・感染が疑われる者と狭い空間で長時間一緒に過ごした。
  - ・感染が疑われる者とマスクの着用なく向き合って作業をした。
  - ・感染が疑われる者と手を触れるなど直接的な接触があった。

【参考】 国立感染症研究所 感染症疫学センター

濃厚接触者とは、「患者（確定例）」の感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機等を含む）があった者
- ・適切な感染防御無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・その他 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

※ 発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感等）を呈した 2 日前から隔離開始までの間

## (2) 感染と診断された場合

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症に指定されているため、感染の診断を受けた場合には、医師の許可が出るまで出校・出勤停止とする。

また、診断が確定されず経過観察を指示された場合も出校・出勤しないこと。

### 【学生】

学校保健安全法第 19 条の規定により「出席停止」となります。

《出席停止の期間》

- ・感染した場合 → 治癒するまでの間
- ・濃厚接触者と特定された場合 → 濃厚接触した日から起算して 2 週間

《新型コロナウイルス感染症による授業欠席の取扱い》

出席、遅刻、公欠等の取扱いに関する規程第 8 条により、所定の手続きを行った場合には公欠とする。

- ## (3) 同居人の感染が疑われる場合、あるいは同居人が濃厚接触者となった場合
- その同居人が感染していないことが明確になるまで、自宅待機とする。

- ## (4) 上記(1)～(3)の場合、その他、判断に迷う場合には、学生・教職員は、速やかに大学事務局へ連絡すること。また、保健所等の指示に従うこと。

《感染者が出た場合の学内措置》

- ・感染が判明し、学内関係者が濃厚接触者と疑われる場合、翌日より全学 3 日間の休校（土、日、休日を含む。）とする。ただし、状況により延長もあり得る。
- ・授業、部活動および学内施設の貸出等を禁止とする。
- ・構内への全面立入り禁止、教職員は在宅勤務とする。  
ただし、業務上必要がある場合において、所属長の許可のもと出勤することができる。
- ・国、県、市、保健所等への連絡
- ・保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の施設、物品を消毒する。

《海外からの帰国・入国者について》

全ての海外から帰国・来日した学生・教職員は、潜伏期間があることから、日本入国または帰国の日の翌日から起算して 2 週間は、検疫所長の指定する場所（自宅など）での待機および毎日の検温等の健康観察を行うこと。また、空港からの移動の際も含め、公共交通機関を使用しないこと。

《海外への渡航について》

留学等海外への渡航は、外務省発出の「感染症危険情報」のレベルに関わらず、当面の間中止とする。